

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由																								
<p>本則</p> <p>(任期の定めのない教育職員とするための審査)</p> <p>第3条の2 別表第4号(教授として採用された場合に限る。)、第8号、<u>第9号、第11号及び第12号</u>に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約(別表第4号の教授にあつては再任後の労働契約に限る。)の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない教育職員となることを希望する場合は、任期の定めのない教育職員とするための審査(以下「審査」という。)を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="179 922 1008 1388"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農学研究 院</td> <td>農学府及び農学部を兼務する助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table>	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	1	農学研究 院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	<p>本則</p> <p>(任期の定めのない教育職員とするための審査)</p> <p>第3条の2 別表第4号(教授として採用された場合に限る。)、第8号、<u>第10号、第12号、第13号及び第14号</u>に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約(別表第4号の教授にあつては再任後の労働契約に限る。)の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない教育職員となることを希望する場合は、任期の定めのない教育職員とするための審査(以下「審査」という。)を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 922 1904 1388"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農学研究 院</td> <td>農学府及び農学部を兼務する助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table>	番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	1	農学研究 院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	<p>未来価値創造研究教育特区の設置に伴う改正及び別表の号番号修正に伴う改正漏れの修正</p>
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																					
1	農学研究 院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																					
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																					
1	農学研究 院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																					

2	農学研究 院	生物システム応用科学 府を兼務する助教及び 助手	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号
3	工学研究 院	工学府及び工学部を兼 務する助教及び助手	5年又は3 年。ただ し、再任 の場合に あつては5 年又は3 年以内と する。	再任可。た だし、任期 5年の者は 1回限りと し、任期3 年の者は2 回限りとす る。	法 第4 条第 1項 第1 号
4	工学研究 院	工学府及び工学部を兼 務する教授、准教授及 び講師。ただし、東京 農工大学における教育 職員免許状取得に関す る履修規程第3条に規 定する教職に関する科 目を担当する専任教員 に限る。	5年。ただ し、再任 の場合に あつては5 年以内と する。	再任可。た だし、1回 限りとす る。	法 第4 条第 1項 第1 号
5	工学研究 院	生物システム応用科学 府を兼務する助教及び 助手	5年。ただ し、再任 の場合に あつては5	再任可。た だし、1回 限りとす る。	法 第4 条第 1
2	農学研究 院	生物システム応用科学 府を兼務する助教及び 助手	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号
3	工学研究 院	工学府及び工学部を兼 務する助教及び助手	5年又は3 年。ただ し、再任 の場合に あつては5 年又は3 年以内と する。	再任可。た だし、任期 5年の者は 1回限りと し、任期3 年の者は2 回限りとす る。	法 第4 条第 1項 第1 号
4	工学研究 院	工学府及び工学部を兼 務する教授、准教授及 び講師。ただし、東京 農工大学における教育 職員免許状取得に関す る履修規程第3条に規 定する教職に関する科 目を担当する専任教員 に限る。	5年。ただ し、再任 の場合に あつては5 年以内と する。	再任可。た だし、1回 限りとす る。	法 第4 条第 1項 第1 号
5	工学研究 院	生物システム応用科学 府を兼務する助教及び 助手	5年。ただ し、再任 の場合に あつては5	再任可。た だし、1回 限りとす る。	法 第4 条第 1

			年以内とする。		項第1号				年以内とする。		項第1号
6	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授、教授及び准教授	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号	6	グローバルイノベーション研究院	スーパー教授、教授及び准教授	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号
7	グローバルイノベーション研究院	農学府及び農学部、工学府及び工学部若しくは生物システム応用科学府を兼務する助教	3年	再任不可	法第4条第1項第1号	7	グローバルイノベーション研究院	農学府及び農学部、工学府及び工学部若しくは生物システム応用科学府を兼務する助教	3年	再任不可	法第4条第1項第1号
8	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府に所属し産業技術専攻に勤務する教育職員教授、准教授及び講師	3年。ただし、再任の場合にあっては3年以内とする。	再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号	8	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府に所属し産業技術専攻に勤務する教育職員教授、准教授及び講師	3年。ただし、再任の場合にあっては3年以内とする。	再任可。ただし、2回限りとする。	法第4条第1項第1号
9	農学部（附属施設を含む。）	助手	5年	再任不可	法第4条第1	9	農学部（附属施設を含む。）	助手	5年	再任不可	法第4条第1

					項 第1 号
10	グローバル 教育院	教授、准教授、講師及 び助教	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号
11	先端産学 連携研究 推進セン ター	教授及び准教授	5年。ただ し、再任 の場合に あつては5 年以内と する。	再任可。た だし、1回 限りとす る。	法 第4 条第 1項 第1 号
12	総合情報 メディア センター	教授、准教授、講師、 助教及び助手	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号
13	保健管理 センター	講師（カウンセラーに 限る。）	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号

					項 第1 号
10	グローバル 教育院	教授、准教授、講師及 び助教	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号
11	先端産学 連携研究 推進セン ター	教授及び准教授	5年。ただ し、再任 の場合に あつては5 年以内と する。	再任可。た だし、1回 限りとす る。	法 第4 条第 1項 第1 号
12	総合情報 メディア センター	教授、准教授、講師、 助教及び助手	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号
13	保健管理 センター	講師（カウンセラーに 限る。）	5年	再任不可	法 第4 条第 1項 第1 号

				項 第1 号					項 第1 号	
		(新設)			14	<u>未来価値 創造研究 教育特区</u>	<u>教授、准教授、講師及 び助教</u>	<u>5年</u>	<u>再任不可</u>	<u>法 第4 条第1 項第1 号</u>

附 則 (令和3年9月15日教規程第41号)

この規程は、令和3年9月15日から施行し、令和3年7月1日から適用する。